平成２８年（フ）第４２０号
大阪府藤井寺市津堂１丁目10番21号
債務者　小谷　直美
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６２２号
福岡県筑紫野市原田５丁目５番地４　グリーン美しが丘101号、前住所福岡県筑紫野市美しが丘南３丁目９番地７　クリスタルＭＩＷＡ・203号
債務者　安部　義輝
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７４７号
福岡市東区松田３丁目８番35―406号
債務者　上野　友美
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８１９号
福岡市西区上山門２丁目６番２―102号
債務者　亀川　幸枝
1　決定年月日時　平成28年６月６日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１９号
愛知県豊田市高上２丁目２番地13　柴田荘南号
債務者　佐藤　　巌
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１８号
熊本県山鹿市中347番地５　スプリング山鹿105号室
債務者　樺島ゆかり（旧姓今川）
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月５日午前11時45分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２８年（フ）第１０３１号
神奈川県海老名市上今泉５丁目１番40号
債務者　坂井久美子
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４５３号
東京都八王子市東浅川町259番地１コーポ平野102号
債務者　山梨　賀之
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月17日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２８７３号
東京都板橋区前野町１丁目１－３－211
債務者　伊藤　嘉子
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月18日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０９７号
東京都江東区豊洲４丁目11―25―306
債務者　青山　久子
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月18日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９７６号
東京都武蔵村山市本町１丁目29―２―101
債務者　満田　亜美
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１０９０号
神奈川県藤沢市本藤沢５丁目９番31号　ラ・シャルマン103号
債務者　下川邊協永
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６１号
釧路市新釧路町３番17号　原マンション202号室
債務者　鈴木　和代
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第７７号
釧路市興津２丁目３番１号　甲賀マンション二階五号室
債務者　早坂　晃子
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第９５５号
横浜市都筑区川和台10番10号　パークヒルＡ―102
債務者　宇戸田民恵
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９８５号
横浜市鶴見区下末吉５丁目11番２―406号
債務者　関谷明子こと　高　　明子
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部